

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

明治廿八年五月十日 金曜日
舊曆乙未四月十六日 (丁巳)
山手町四丁目三十三番
日入午後六時三十分
月入午後四時五十分
電話 午後五時五十分
午後六時三十分
(西曆一千八百九十五年)
創始より 二百三十五號

時事新報

清國の爲め悲しむ

馮國璋が請和使節として我國に來りし當時に於て清國政府が一方には日本に對して頻りに和議を請ひながら一方には俄に外國に注付て日清事件に干渉せんことを求めたるの風説は端なく世間に傳へられたり或は平和條約の調印後に至りて突然發生したる外交上の風雲は双方合點の上に出でたるものにして李が平和の條件に就て甚だしき苦惱を唱へず案外速に我指命に伏したるは豫め今日あるを期したるが爲めに外ならずとの説もあれば信す可らず外交の手段は盡き實に他を欺くが如きは平氣なりと云ふも唯今國の場合に豫め其手筈を申合せ彼の敗餘の衰老國をして談判上に巧を弄せしむるが如きは實際無益の勞にして單に他の恨を深からしむるに過ぎず外交に老練なるものにして爲さざる所なれば申合せ云々の説の如き我輩に於ては斷じて之を取らず實際は各自別々に運動しながら恰も申合せたるが如き結果を見たるに相違なかる可しと雖も開戦の初より清國が外國に對して干渉を請願したるは疑ふ可らざる事實にして我輩は明に之を認むるに同時之餘所ながら諸國者の爲めに無限の災禍を惹き起しむるなり其大端を語らんに條約の本文は既に兩國の妥協を経て批准交換の手續を終りたるにも拘らず或は我國にては頭腦の結果を悉く收めず多少の損害を加へて更に附加條約を見るが如き成行あるやも國を可らず果して然らんに其甚だ遺憾の大罪なれども此事たる清國に對する恩惠的の讓與にして我國の隨意に出でたるものなれば他日に至りて如何なる事態を生ずるも其關係は單に兩國間の事にして決して他國の干渉を許す可らず目下の不愉快は兎も角も之が爲めに後難を遺すの概念は萬々みれなしと雖も彼の清國が外國の干渉を求めたる舉動は實に愚の極にして自から求めて禍の種を蒔きたるものと云ふ可し抑も西洋の諸國が自國の利害を口實として動もすれば東洋の國事に干渉せんとするは年來の事實にして甚しき可きものなれば其干渉を避けて自國の面目利益を全ふするの一事は吾々東洋の國事に注意す可き所なり今國の戰争に就ても開戦以來我當局者の最も苦心盡力したるは只他の干渉を避くるの一事のみならずが途に格別の困難を見ずして締結談判を開くに至りしは東洋全體の爲めに此上なき責任なるに彼の清國の當局者等が眼前の小苦痛を免れむが爲めに永遠の大利害を忘れて自から外國の干渉を誘ふたる其愚は實に及み可らず我輩の只國の利益を以て正當に保護す可き重荷を多少に於て負ひしなりとせんか眼前の苦痛は幾分か緩和したる如し然れども彼の外國は自から益する所なくして他國の爲めは力を盡すの非ず殊に東洋の國事に干渉の端を開き我が國を爲さんとするものなり在りては

清國の哀願は恰も渡りに舟の好都合にふそあれば彼等は自家の利益の爲めに喜んで運動しながら其運動の表面は他の爲めにするもの如くにして清國に取ては目下の難を救はれたる大恩人なるが故に自から之に酬ゆる所なきを得ざるは勿論、或は今回特別に授受の事なしとするも他日に至りて恩人の求めとあれば容易に拒む可らず然るに其恩人は獨り陰徳を施して自から喜ぶが如き眞然たる道德家に非ず目下の運動は他日の陽報を得んが爲めにして其求むる所は必ず大なるものある可し今清國が數年を出でず外國との交渉を生じて獨立の運命を危くするに至るは必然の成行にして今回の哀願も亡國の先驅なれば彼の李鴻章の如き多少は事理に通じて人物にてありながら斯る賭易き道理を解せずして單に目前の姑息を謀るとは實に呆果たる次第と云ふ可し然りと雖も國運の幸不幸は國運の事なり唯吾々は日本國民として百折不撓、如何なる不愉快と感じ如何なる辛苦を嘗むるも進んで國權を主張して一歩も退かざるの覺悟あるのみ

北支那内情一斑

清國內地の商業に於て最も煩雜なるは錢勘定なり今通貨の諸類を聞くに

第一上海方種元寶
上海の鑄造に係り一名上海銀と曰ふ一錢の量五十二兩あり

第二烟臺白寶
芝罘の鑄造なり一名烟臺元寶銀と云ふ一錢の量五十二兩あり

第三錦元寶
營口、錦州、金州、矜子高等地方の鑄造に係る一錢の量五十二兩あり

第四兩方銀
天津の鑄造なり一錢四十九兩あり上九二の紀章あり此銀は一錢に付錫四錢を混じれば諸人之を喜ばず然れども政府より御用商人に拂渡すには多く之を用ひて私利を營むものなり

第五黑老虎
河南の鑄造なり又廣義實銀と云ふ量目五十一兩なり以上五種の外に

小元寶
又廣義實銀と云ふものあり江北鹽城の鑄造に係る一錢の量十兩なり

湖北銀
一名湖北庫寶銀
古銀子 一名松江銀子

一錢四五兩にして皆官命を奉じ鑄造するもの元寶銀塊を切り割きて日用の小拂ひに使用するも

排銀一名寶排と云ふ其分量に依りて使用する以上一定せず其量目の多少も銀質の良否を較査して授受せざるを得ず其不良なるものは純良なるものに對して割合を異にす之を

加色
と云ふ即ち其額面より割増しをなすなり故に加色多きは質の宜しきものなり

上海銀 一兩二錢
芝罘銀 一兩二錢
天津銀 六錢
新縣銀 五錢
湖北銀 八錢

其他銀貨不良なるものは五十兩の内より若干の割引をなす之を

加色
と云ふ古銀子即ち松江銀の如きは最も粗惡なるものなり加色銀は五十兩に對し支拂ふものにて五十兩以上は加色をなす排銀には加色控色ともなし

公估局
銀兩の善惡真偽を鑑定する所を公估局と云ふ各關港埠には政府の許可を得たる局あり銀一兩に付鑑定料銅錢五文を徴收す若し此局にて其鑑定を誤りたる時は獨り鑑定料を拂はざるのみならず其銀兩の全數を賠償するの責任を有す其鑑定したる善良の銀には公估局の刻印を打ち不良なるもの或は偽物には之を打たず



各州各縣各海口に銀市ありて、岳、營口等にあり多く、會館に開く

銅錢は各省の官庫にて鑄造、小厚薄善惡等同じからず必ず可を得るも雖も大小等差あり高きものと低きものとあり等許を得るを以てなり

政府鑄造の規定は銅八分、鉛の多きなり赤色なるは鉛の方にては銅錢を造らず都て銅錢の稱呼は地方によりも亦此類を免れず

銅錢の稱呼(東錢一、金州にて之を別つて四種あり)第一中錢、又京錢と稱するものにて銅錢五個を五百個と一吊とす中錢一、第二老錢、又銅錢と稱するものにて銅錢一個を一成と稱するなり銅錢一個を一成と稱する算法なり老錢一吊故に又六吊二百五十文と第三東錢、關東の略稱に用するの稱呼なり東錢兩五個を三成、六個を四成、二個を七成、十三個を八成、百、卅三個を二、四十九、八十二個を五、一百六古來よりの規定なり

八二錢と八十錢、前記の十二個を二つ合せて一吊なるに旅順開港後南方各省の數を熱知せざるを以て之を十六個を一百錢とし三十、百六十四個を四百、八十、の稱あり今も尚ほ双喜標、雙喜標以西旅順附近は總所左の如し

一吊 東錢一千個 五百個
第四私錢 南方各省の人常の銅錢を鑄造し小錢に錢六吊を造り大庫中に貼付し額外に送り出し内て大錢に當て或は銅錢のと云ふ俗に

黃銀、魚眼、沙銀、なき呼ぶものは是れより政改造者は新に處せらる

五十六 八

FUJI MICRO SAFETY